



## 変更工事認定事業所制度の推進

堺市消防局 予防部 危険物保安課 危険物係  
大野山 翔二

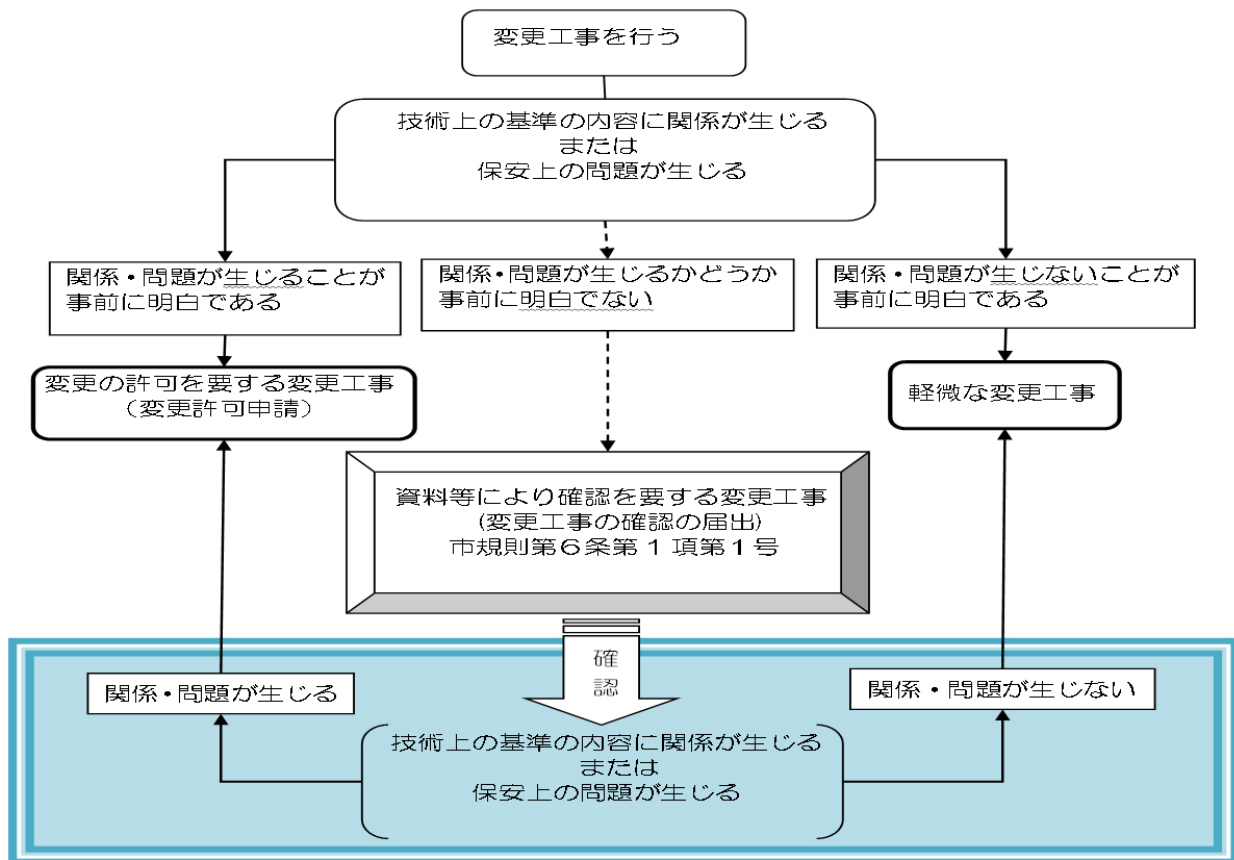
### ○堺・泉北臨海特別防災区域

堺・泉北臨海特別防災区域は大阪府堺市、高石市及び泉大津市の臨海部の産業集積エリアに位置する工業地帯です。区域面積は約 1,800 万㎡、石油貯蔵量は約 527 万 KL、石油取扱量は約 132 万 KL で堺市消防局の管轄エリアには約 830 事業所（うち特定事業所は 29 事業所）が所在しています。堺・泉北臨海特別防災区域は石油、化学、ガス、鉄鋼、金属製品といった多種多様な産業が立地する我が国有数の規模であり、近畿圏の経済や地域の雇用にも大きく貢献しています。

### ○変更工事の確認届出

危険物施設において行われる工事のうち、消防法第 10 条第 4 項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「技術基準」という。）の内容に変更が生じる場合は、消防法第 11 条第 1 項の規定により市長村長等の許可を受けなければなりません。

一方、変更の内容はさまざまであることから、工事が行われる結果、技術基準に変更が生じるかどうかは、全ての工事において事前に明白であるわけではありません。工事の内容が技術基準に変更を生じるかどうか事前に明白ではない工事について、当局では堺市危険物規制規則により「変更工事の確認届出」の提出を事業所に求めて、事前に消防側が技術基準に変更が生じないかを確認しております。



注意： 確認 内は、消防機関が確認する事項

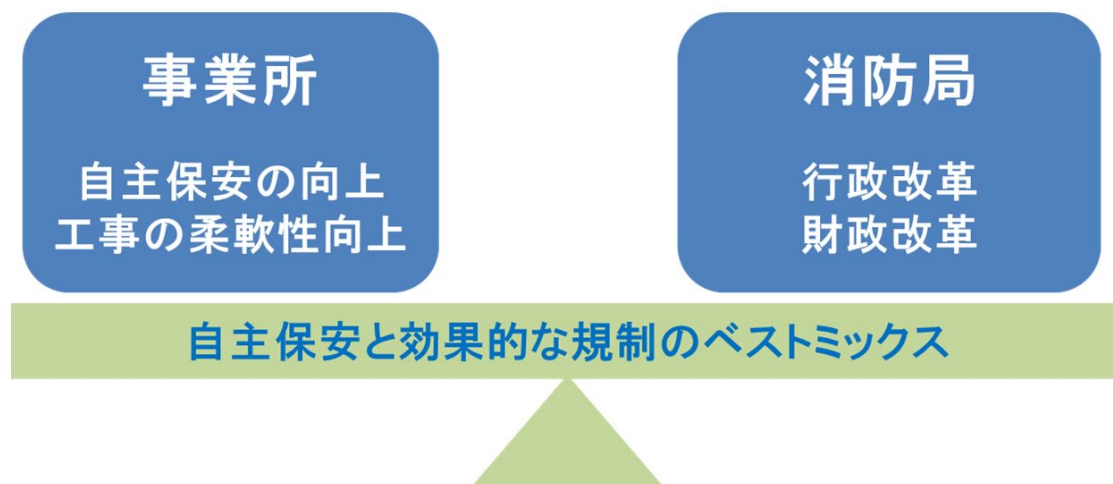
### ○変更工事の認定事業所制度

変更工事認定事業所制度は、変更工事において技術基準に変更が生じないかを自主的に確認できると市長が認めた事業所に対しては、原則、変更工事の確認届出の内容を事後に資料を確認することで足りるとする制度です。

本制度は石油コンビナート等特別防災区域内の事業所を対象として平成 27 年 4 月に制定し、現在 3 社の事業所を変更工事の認定事業所として認定しています。

### ○変更工事認定事業所制度の目的と狙い

変更工事認定事業所制度は単なる届出事務の省略ではなく、認定手続きによって安全性を担保しながら届出事務の合理化を実現することを目的としています。また、事業所の自主保安の向上を図ると同時に、事前規制である変更工事の確認届出に係る事務を合理化し、この事務に配分していた経営資源を事後チェックに配分することで行財政改革を図り、石油コンビナート地域の更なる事故防止に資することを狙いとしています（下図参照）。



### ○認定事業所の効果【事業所】

変更工事の認定事業所となったことによる事業所側のメリットとして期待されることは以下の事項が挙げられます。

- 事前の届出が原則不要となったことによる工事計画の柔軟性の向上。
- 認定取得のため「法令対応」、「保安方針」、「工事管理体制」、「各種規程関係」、「事業所の保安実績」に関する審査を受けることによる保安体制の向上。
- 上記審査において平成 26 年 5 月に内閣官房の主導により、消防庁、厚生労働省及び経済産業省が参加した「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」で自主保安体制の向上に不可欠とされた第三者機関による評価（※）を受けたことによる保安体制の向上。
- 認定を継続するための更なる保安体制の向上。

（※）既に認定した 3 事業所では第三者機関による評価として危険物保安技術協会が実施している「危険物施設等の保安に関する診断」を活用した。

○認定事業所の効果【消防局】

変更工事の認定事業所となったことによる消防局側のメリットは以下の事項が挙げられます。

- 届出数の大幅な削減（下表参照）。

事業所名 （※は認定年月）	H24～H27年度 平均届出数	H30年度 届出数	認定前後の 届出件数の差 （減少率）
A事業所 ※H28.12	66件／年度	9件	-57件（約86%減）
B事業所 ※H28.12	22件／年度	4件	-18件（約81%減）
C事業所 ※H30.3	82件／年度	14件	-68件（約82%減）
その他の第1種事業所 （11事業所）	250件／年度	223件	-27件
合計（第1種事業所）	420件／年度	250件	-170件（約40%減）

- 届出数の減少に伴って事務が軽減されることにより生み出された時間の有効活用（下図参照）。

時間を有効活用し、取り組んだ新たな業務

- ・ 当消防局管内における特定事業所で発生した事故について、類似事故の発生防止を図るため、事故の概要、発生原因及び再発防止対策等を取りまとめた「事故情報等共有シート」を作成し、石油コンビナート等特別防災区域協議会を通じて各事業所に周知するとともに、査察等の機会をとらえて類似事故防止に向けた注意喚起や対策の有無等のヒアリングを実施。
- ・ 査察の実施率の向上を図るため、本部職員による署管轄の危険物施設に対する応援査察の実施。
- ・ 自衛防災組織の防災要員に必要な基本的な知識及び技術を修得させるための教育訓練の実施。
- ・ 腐食に伴う事故防止を図るため、事業所、大学及び消防が連携して実施する「危険物プラント等における腐食防止の高度化に資する技術の有効性検証業務」の企画及び運営。

○第3回予防業務優良事例表彰

変更工事の認定事業制度の仕組みと効果が評価され、第3回予防業務優良事例表彰で消防庁長官表彰を受賞しました。

同選考委員会からは「危険物施設の審査業務の軽減に関し、行政の簡素合理化、民間活力の増大のトレンドを踏まえて巧みな仕組みを構築している。届出数の大幅減など、実際に効果を上げていることも素晴らしい。他の消防本部にも大いに参考になる取り組みである。」とコメントを頂きました。